

令和5年第2回瑞穂市教育委員会定例会会議録

令和5年2月22日（水）午後2時00分開議

議事日程

開会及び開議の宣告

- 日程第1 令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について
- 日程第2 会議録署名委員の指名について
- 日程第3 議案第2号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について
- 日程第4 議案第3号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について
- 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について
- 日程第6 議案第5号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について
- 日程第7 議案第6号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について
- 日程第8 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について
- 日程第9 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計予算について
- 日程第10 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について
- 日程第15 教育長の報告

日程第16 そ の 他 事務局長

教育総務課長

給食センター課長

学校教育課長

幼児教育課長

生涯学習課長

閉会の宣言

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した委員

服 部 照

森 下 伊三男

加木屋 加緒里

大 平 高 司

伊 藤 清 美

○本日の会議に欠席した委員

なし

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

事務局長 佐 藤 雅 人

教育総務課長 井 上 克 彦

給食センター課長 松 野 光 広

学校教育課長 郷 通 芳

学校教育課総括主幹 石 野 陽 子

学校教育課主幹 松 野 英 泰

幼児教育課長 今 木 浩 靖

幼児教育課主幹 野 口 智 子

生涯学習課長 松 島 孝 明

生涯学習課総括主幹 広 瀬 久 士

生涯学習課主幹 佐 藤 文 行

○本日の会議に職務のため出席した者の職・氏名

教育総務課主幹

野 津 浩 行

○傍聴者

なし

開会及び開議の宣告

○教育長 皆さんこんにちは。少し暖かくなってきたと感じますが、コロナウイルス感染症に関しては、小中学校においての感染者は1日あたり1名いるかいないかというような状況になってきました。このまま終息に向かっていけばと思います。

ただ今から令和5年第2回瑞穂市教育委員会定例会を開会致します。

次第に沿って進めます。

日程第1 令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認について

○教育長 日程第1 令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認についてです。

事務局より過日郵送にてお配りしておりますので、委員の皆様には事前にご確認頂いていると思いますが異議等はありませんでしょうか。

異議がないようなので、令和5年第1回瑞穂市教育委員会定例会会議録の承認については、承認することと致します。

日程第2 会議録署名委員の指名について

○教育長 日程第2 本日の会議録署名委員の指名についてです。

今回は、伊藤委員よろしくお願ひ致します。

日程第3 議案第2号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について

○教育長 日程第3 議案第2号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○教育総務課長 議案第2号 瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第10号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法

律第37号)の公布に伴い、瑞穂市教育委員会規則の制定を行うものです。

地方自治体においても個人情報の保護に関する法律が適用されるため、瑞穂市個人情報保護条例、瑞穂市個人情報保護法施行条例施行規則の廃止に伴い、教育委員会の規則等を改正する必要があることから、瑞穂市教育委員会個人情報保護条例施行規則を廃止し、新たに制定される瑞穂市個人情報保護法施行条例施行細則と瑞穂市個人情報の保護に関する文書の様式を定める規則の例によるものとするものです。施行日は令和5年4月1日です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

質疑等がないようなので、議案第2号 瑞穂市教育委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の制定について、原案のとおり可決とします。

日程第4 議案第3号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について

○**教育長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第4 議案第3号 瑞穂市学校医、学校歯科医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、学校医、学校歯科医を委嘱するもの。

もとす医師会や歯科医師会より推薦いただいた方に委嘱をするもので、任期は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**森下委員** 今回推薦をいただいた方の中に、新たに委嘱される方はいますか。

○**学校教育課長** 牛牧小学校内科医が変更となっています。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、議案第3号 瑞穂市学校医、学校歯科医の委嘱については、原案のとおり可決とします。

日程第5 議案第4号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について

○**教育長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第5 議案第4号 瑞穂市学校薬剤師に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により、瑞穂市教育委員会の議決を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第3項の規定により、学校薬剤師を委嘱するもの。

もとす薬剤師会より推薦していただいた方に委嘱するもので、任期は1年です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**大平委員** 穂積小学校の担当薬剤師は新規の方ですか。

○**学校教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第5 議案第4号 瑞穂市学校薬剤師の委嘱については、原案のとおり可決とします。

日程第6 議案第5号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について

○**教育長** 日程第6 議案第5号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第6 議案第5号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則案を別紙のとおり提出する。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の公布に伴い、瑞穂市教育委員会規則の改正を行うもの。様式の変更を行うもので、同意書兼誓約書の瑞穂市個人情報保護条例第7条とあるものを今回個人情報の保護に関する法律第69条ということで改めることとなります。施行日は令和5年4月1日です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 今回の改正は、議案第2号に関連するものですか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第6議案第5号 瑞穂市子ども・子育て支援法等施行細則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決とします。

日程第7 議案第6号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について

○**教育長** 日程第7 議案第6号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第7 議案第6号 瑞穂市保育所嘱託医に別紙の者を委嘱したいので、瑞穂市教育委員会事務委任規則（平成15年瑞穂市教育委員会規則第6号）第1条第11号の規定により教育委員会の議決を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条の規定により、保育所嘱託医を委嘱するもの。現在委嘱している医師と変更はございません。任期は令和5年4月1日から令和7年の3月31日までの2年間です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第7 議案第6号 瑞穂市保育所嘱託医の委嘱について、原案のとおり可決とします。

日程第8 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について

○**教育長** 日程第8 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第8 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算（第9号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年

2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

歳入につきましては、事業完了に伴い補助金額等が確定するので、財源の内訳が変更となります。歳出につきましては契約差金等による減額補正となっています。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**加木屋委員** 給食センターの報酬と派遣業務委託料の減額がされていますが、業務に支障はありませんでしたか。

○**給食センター課長** 報酬につきましては会計年度任用職員が対象となるものですが、募集をしていましたが応募がなかったことによるものです。調理員の派遣業務につきましては、現在の人数でも何とか調理ができていますので業務への支障はございません。

○**伊藤委員** 植栽管理委託料の減額についてご説明をお願いします。

○**教育総務課長** 緊急性のある箇所等内容を改めて精査し発注したところ、契約差金が生じたので減額補正させていただくものです。剪定方法を含め改めて検討していきたいと考えています。

○**伊藤委員** 学校によって大きな木もありますので、子供たちの生活の安全を第一に考えて、必要なところについてはしっかり管理する中での差金ということであるならばよいかと思います。

○**教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第8 意見聴取 令和4年度瑞穂市一般会計補正予算(第9号)について、原案のとおり承認とします。

日程第9 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計予算について

○**教育長** 日程第9 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計予算について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**教育総務課長** 日程第9 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、

瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出について、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

主な事業としましては、民間の放課後児童クラブ運営に対する放課後児童健全育成事業補助金、A L T事業費、I C T教育推進事業費、施設改修工事費、地方創生事業に係る事業費、私立保育所補助金等がございます。

- 教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。
- 伊藤委員** 総合センターの照明改修工事は、舞台装置か施設全体でしょうか。
- 生涯学習課長** 福祉棟のL E D化です。
- 大平委員** 市内小中学校施設の改修工事、地方創生事業の内容を教えてください。
- 教育総務課長** 主なものとしては令和4年度に引き続き、中小学校大規模改修工事やエアコンの改修工事が挙げられます。
- 生涯学習課長** 地方創生事業につきましては、令和4年度にまちづくり基本構想を作成中です。サンコーパレットパークを拠点とした中山道を活用したまちづくり基本構想に基づき、民間活力の導入を見据え、興味を示していただいた企業よりヒアリングを実施しました。地域と事業者を連携するような形で、どのような手法であれば集客を見込めるのかという社会実験の予定をしております。
- 大平委員** サンコーパレットパークの植栽維持管理等についても含まれますか。
- 生涯学習課長** 令和5年度については、業務委託料に計上しております。
- 事務局長** 新年度予算の補足としまして、校区別の生涯学習振興組織補助金の担当部署が変更となりますので減額となっております。
- 大平委員** 全学年にタブレット端末用のキーボードを用意する予算は計上できなかったということでしょうか。
- 教育総務課長** そのとおりです。
- 生涯学習課長** 先ほどの伊藤委員のご質問に対する回答の補足になりますが、総合センターの改修工事には照明工事だけではなく電気設備等の改修工事もございます。
- 教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第9 意見聴取 令和5年度瑞穂市一般会計予算について、原案のとおり承認とします。

日程第10 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**学校教育課長** 日程第10 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

年間115,000円から年間120,000円に改正するものです。もとす薬剤師会から瑞穂市、本巢市、北方町に、薬剤師の業務が年々多岐にわたるようになってきたため、見直しの要望がありました。瑞穂市、本巢市、北方町に対して、これまでも同額としてきたこともあり、今回の改正においても同額での依頼を受けました。

コロナ禍で学校に来ていただいて、様々な点検業務をしていただいたり、感染防止対策のチェックをしていただいたり業務の回数も激増しておりますし、それに付随する会議への参加をお願いしておりますので、コロナ対策だけではなく今後会議への参加も含めて考えると、薬剤師の学校における果たす業務は減ることはないと受け止めておりますので、本巢市、北方町とも確認をさせていただき、今回5,000円の増額で上程させていただこうと思っております。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**加木屋委員** 基本的には増額の意は賛成です。今までこの金額でお願いできたことに感謝しないといけないと思います。学校嘱託薬剤師の業務を改めて教えていただけますか。

○**学校教育課長** 今年度行っていただいているものを列挙させていただくと、学校環境の衛生チェックといった動きの中で学校に学期ごとに来ていただいている業務、薬物乱用防止教室で講師をやっている業務、学校保健会の会議に参加をしていただいている業務、養護教諭の先生方からの照度、水質等様々な相

談に対して対応していただいているところで、ニーズがあれば学校に来ていただいて、実際に測っていただく検査業務に加えてこの数年はコロナ対策として感染対策の確認として、手洗い場、換気の状態、消毒の仕方等について多くの業務をしていただいております。

○**加木屋委員** 薬物乱用についてまで実施していただいているとは思っていなかったのですが、本当に感謝しなければいけないなと思いました。

○**教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第10 意見聴取 瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

改正内容といたしましては、民法の懲戒権にかかわる規定の削除ということになります。瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の第26条に、懲戒に係る権限の濫用禁止という条文を削除ということになります。瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の第13条の懲戒権に係る濫用禁止を削除します。施行日はいずれも公布

の日です。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 実際にこの保育施設で懲戒にかかる権限というのは、保育現場で子供に対する懲戒として何か認められていたものはありますか。

○**幼児教育課長** ございません。

○**大平委員** この権限を乱用した、家庭的保育事業者に対して、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。濫用してはならないと書いてある以上は、濫用じゃないやり方だったらいいと捉えられてしまうから削除するということですか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。必要な範囲内で懲戒することができるという規定がいまだに残っている状況で、今回民法を改正し必要な範囲内での懲戒もしてはいけないということです。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第11 意見聴取 瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

日程第12 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○**教育長** 日程第12 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**幼児教育課長** 日程第12 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5

年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

改正された法律、子ども・子育て支援法の引用する条番号が変更になったことに伴い引用する法律もずれてきますので改正ということになります。

附属機関設置条例の瑞穂市子ども・子育て会議欄において第77条第1項各号となっていましたが、改正後は第72条第1項各号に改正されます。

瑞穂市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例では、第19条第1項第3号が、第19条第3号、第19条第1項各号の第1項が削除され、第19条各号になります。第15条においては、第25条に第1項を付け加えて第25条第1項に改正されます。次ページからは第19条第1項の1項を削除が続いております。施行日は令和5年4月1日です。

○教育長 ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第12 意見聴取 瑞穂市附属機関設置条例及び瑞穂市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

日程第13 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○教育長 日程第13 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○幼児教育課長 日程第13 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、令和5年第1回瑞穂市議会定例会への議案提出につき、瑞穂市教育委員会の意見を求めるもの。

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、市条例の改正を行うものになります。家庭的保育事業所や放課後児童健全育成事業所において自動車を運行する場合の所在の確認規定の追加になります。1つ目はバス等の自動車を運行する際の児童の所在確認についての規定を加えるもの。2つ目は家庭的保育事業者がバス等の自動車を日常的に運行する際にはブザー等の見落とし装置を備えるように改正を行うものになります。

認定こども園の送迎バスに園児が置き去りにされて死亡した事案を受けて、関係府庁において子供のバス送迎安全徹底プランが取りまとめられて、急遽改正が行われることになりました。幼児等の所在確認と、安全装置の設置を義務付ける改正に伴うものです。

新旧対照表の瑞穂市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3自動車を運行する場合の所在の確認では、乳幼児が事業所外の活動、取組等のために自動車を運行するときは必ず点呼その他所在の確認を確実に把握できる方法で所在確認を行うこと。それからもう1つは日常的に送迎バス等で運用する場合には、見落としが無いように必ずブザーその他の見落とし防止装置を備え所在の確認を行わなければならないという規定を追加しました。

次に瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例です。第6条の3自動車を運行する場合の所在の確認においても、放課後児童健全育成事業者が、事業所外での活動のために自動車を使って外で活動する場合には必ず点呼等をして利用者の所在の確認を行うことの規定を追加しています。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**伊藤委員** 瑞穂市においてバス等を使用している家庭的保育事業者はありますか。

○**幼児教育課長** ございません。

○**教育長** その他、ご意見等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第13 意見聴取 瑞穂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び瑞穂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認とします。

ついて

○**教育長** 日程第14 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について、を議題と致します。

事務局より説明を求めます。

○**生涯学習課長** 日程第14 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により瑞穂市教育委員会の意見を求める。令和5年2月22日提出、瑞穂市教育委員会教育長 服部照。提案理由、瑞穂市史編さん作業が終了することに伴い、瑞穂市史編さん委員会を廃止し、瑞穂市史監修者及び瑞穂市史編集委員の報酬を削除するため、市条例の改正を行うもの。

令和4年度をもちまして瑞穂市史編さん事業が終了するので、市史編纂監修者、市史編纂委員の報酬を削除するものでございます。

○**教育長** ただ今の説明につきまして、ご質問等はございませんでしょうか。

○**大平委員** 瑞穂市史編さん作業は何年からの事業になりますか。

○**生涯学習課長** 平成31年度から令和3年度までの3年間編さん委員会を開催していました。

○**教育長** その他、ご質問等はございませんでしょうか。

ないようなので、日程第14 意見聴取 瑞穂市史編さん委員会設置条例を廃止する条例について、原案のとおり承認とします。

日程第15 教育長の報告

○**教育長** 日程第15 教育長の報告です。

教員の資質能力の向上ということで少し話をさせていただこうと思います。ご存じの方もみえると思いますが、令和4年12月19日に「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修の在り方について」中央教育審議会から答申が出されました。その中でどのような教師が求められるのかというところの中で、教員の育成指標を5つの項目に整理したということが書かれていました。

申し上げますと、1つ目は、教職に必要な素養、例えば使命感とか責任感とか、教育的愛情とか、コミュニケーション能力、自ら学び続ける意欲及び研究などいろいろありますが、それがまず大きな課題で、さらにということで2つ目に学習

指導、3つ目に生徒指導、最近特に必要ということだと思いますが、4つ目に特別な配慮や支援を必要とする子供への対応、5つ目にICTや情報・教育データの利活用です。岐阜県教育委員会でも教員育成資料の見直しをして、もう少し具体的な内容が示され、それをもとに管理職が1人1人の実態を踏まえて、研修内容のアドバイスをしていくことがより一層求められます。

2月8日に学校保健会の研究総会がありました。今年度は本田小学校と生津小学校が実践発表をされました。健康に関する本質的な課題に対する取組みを養護教諭が中心になって発表されます。特に特徴的だと思ったのは、児童の委員会活動を活用し、タブレット端末で子供が動画を撮影し自身が編集し全校に示すという方法や、小学校が家庭を巻き込んで、歯磨きや生活リズムの活動の取組みをされていました。例えばその話題はネットやゲームをやりすぎると体にこんな影響を及ぼすといったことが主な発表内容で、私も非常に勉強になりました。養護教諭も大変忙しい中で学校医と連携をとって、いろいろな対応をしていますので、前向きにこのような会で実践を発表していただくというのは、大変ではあると思いますがとても大事だなと感じました。

2月15日には、教育実践論文の表彰式がありました。毎年実施していますが、今年度は15名が論文を自主的に提出されて8名の方を表彰したということで、働き方改革が非常に求められる中で、多忙にもかかわらず研究時間を作ってなおかつ自分で実践論文を執筆するという前向きな姿勢は非常に意義があると感じ頭が下がる思いでした。

毎日の授業をこなすのではなくて、自分なりにテーマをもって、授業改善の試み続けて、その自分の実践を振り返り、成果と課題を明らかにして次に向かっていくという営みは教員にとっても大事だと思います。今後、より多くの教員にそういったいろんな実践に目標を持って取組んでほしいと思います。今回の応募者もそうですが、何か節目の時に自分の取組みを一度整理してみようといったことを試しながら勉強していくといいのではないかなと思っています。

日程第16 その他

○教育長 日程第16 その他です。

事務局長。

○事務局長 特にありません。

○教育長 教育総務課長。

○教育総務課長 委員の皆様にも視察をしていただきました穂積中学校屋外運動場の工事検査を2月10日に行いました。2月16日の岐阜新聞にも掲載していただきましたが、2月15日に穂積中学校の3年生がレクリエーション大会を開催しました。

公私連携型牛牧第1保育所造成工事の契約を58,080,000円で山本建設株式会社と締結しました。工期は令和6年の3月15日までです。

○教育長 給食センター課長。

○給食センター課長 特にありません。

○教育長 学校教育課長。

○学校教育課長 コロナウイルスの感染も減っています。高校入試や卒業式を控えているのでこのまま終息してほしいと思っております。

卒業式については国の方針が報道され、マスクの脱着に目が行きがちですが入試や様々なものを控えている子供たちの不安を受け止めて、適切な対応をしていく事が大事ではないかと思っています。基本2メートル程度の距離を置いて動く場合はマスク無しということで、入場の時もマスク無し、卒業証書授与の時もマスク無しでいいというところは校長会等でも確認をして共通理解を図りました。学校規模によっては、来賓の制限もなくなりましたので、今まで保護者等の参加は1名まででお願いしてきましたが、2名までに変わりますので、体育館の容量や参加人数の多いところについては、席の間隔が狭くなりますので、卒業生たちも自席ではマスクを着用しなければいけないと思っていますが、不安でマスクを着けたい子もいるし、いろんな理由で着用できない子もいるので、マスクの脱着については強いることはしないということをお大前提に共通理解のもと保護者の方にもお示しして対応していく予定です。

いじめ防止条例についてはパブリックコメントの期間を1か月取りましたが、特にご意見がございませんでしたので、ご提案どおり進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○教育長 幼児教育課長。

○幼児教育課長 令和5年3月1日にライフ・エスコート保育園よこや（L・E

保育園よこや) という小規模保育所が開園しますので説明をさせていただきたい
と思います。運営主体は有限会社ライフ・エスコート、現在大垣市において2園
ほど事業所型の保育所を開園しております。事業型の種類は小規模保育A型とな
ります。小規模保育事業は市町村の認可が必要で、0歳児・1歳児・2歳児の少
人数で定員19名までを対象に保育を行うもので、A型は保育従事者全員が保育
士の有資格者になります。L・E保育園よこやの定員は19名で0歳児5人、1
歳児7人、2歳児7人で設置をさせていただいております。

開園時間は、平日は7時30分から19時まで、土日も7時30分から12
時までです。給食につきましてはもちろん自園調理ということで、職員の配置状
況は保育士10名で調理員が1人となっています。施設の設備としては乳児室、
保育室、ほふく室、調理室、事務室があり、連携施設は南保育・教育センターと
し、運営を開始させていただきます。

○**教育長** 生涯学習課長。

○**生涯学習課長** うすずみ研修センターの休業についてです。瑞穂市としても根
尾桜交流ランド温泉館に研修施設を所有しております。ホテル館、温泉館ともに
指定管理者の募集を本巣市で進めていただいておりますが、昨今の燃料費の高
騰も影響し指定管理者の応募はありましたが、結局折り合いがつかず辞退をされ
たと伺っています。指定管理者の決定に至らず、4月1日から休館をさせていただ
くという事態になりました。

現在の指定管理者は令和5年3月31日まで期間がございしますが、3月21日
までの営業になりまして、翌22日から臨時休業の予定をされています。4月1
日からは当面の間休業という事態になっております。瑞穂市民の方は温泉館など
をご利用いただく場合、回数券を購入している方もお見えになると思いますが、
お手持ちの回数券の払い戻しにつきましては、3月19日までうすずみ温泉館で
払い戻しが可能となっています。それ以降につきましては払い戻しができません。

本巣市に話をお伺いしておりますと、新年度も引き続き指定管理者の設置に向
けて進めていくと伺っています。4月1日からは当面の間休業になりますのでご
報告させていただきます。

続きまして、中ふれあい広場のネーミングライツのスケジュール案についてで
す。生涯学習課の施設としては、中山道大月多目的広場のサンコーパレットパー

ク、総合センターに続きまして、中ふれあい広場もネーミングライツの愛称募集を行う予定としています。多少でも収入が得られるのであればということと、中山道まちづくり基本構想を策定していることもありまして、中山道に近い中ふれあい広場をご提案させていただきました。市長部局の総合政策課で進めていただきますが、5年度中に愛称を募集して決定する予定をしておりますのでご紹介させていただきます。

○**教育長** 各課それぞれ報告をさせていただきました。ご質問等受けさせていただきますと思います。

○**大平委員** 中ふれあい広場のネーミングライツについてですが、中山道の活性化という意味においては、サンコーパレットパークのように、商業的な賑わいの活用方法もあると思いますが、中ふれあい広場においても検討されているのでしょうか。また今後は他の施設も同様の考えになる可能性もあるということでしょうか。

○**生涯学習課長** 商業的な賑わいについては、スペース的に難しいかもしれません。

サンコーパレットパークについては、現在策定中のまちづくり基本構想に絡めますが、沿道の賑わいという部分に関しては、中ふれあい広場の活用も可能かと考えます。中山道のまちづくりということであれば、中山道に一番近いのは中ふれあい広場というようには考えております。

また、他施設のネーミングライツについても、検討する余地は十分あると思います。

○**森下委員** うすずみ研修センターの現在の稼働率が分かれば教えてください。

○**生涯学習課長** 現在の指定管理者からの令和4年度の利用報告によると、うすずみ研修センターの利用は、瑞穂市の利用は現在ございません。本巢市の利用者は2件、100名ほどのご利用があったということです。温泉館につきましては、1月末現在で、延べ人数でおおむね44,000人弱の利用人数ということです。そのうち瑞穂市民が1,800人弱との報告を受けております。

○**加木屋委員** うすずみ研修センターの休業については、瑞穂市民の方へは広報誌などで周知されるということでしょうか。

○**生涯学習課長** 広報みずほの3月号に掲載させていただきます。

○**伊藤委員** ライフ・エスコート保育園よこやへの入所希望者が何名で、市全体の

利用調整に生かされているのかを教えてください。また、予算概要にあるA I 入所調整システムの維持管理費は通年利用していく金額なのか、入所調整時の期間限定の金額なのか教えてください。

○**幼児教育課長** ライフ・エスコート保育園よこやにつきましては3月1日開所ということで、この時期の入園希望者は3名です。新年度につきましては、ほぼ満員に近い入所希望者がいます。

瑞穂市は年度途中で待機児童がでますが、この保育園が開園することにより、待機児童の減少、解消に大きく寄与するものと思います。

A I 入所調整システムの維持管理費につきましては、令和5年度通年の金額です。保育所入所の新年度受付をするのが実際9月に入ってからになります。毎月毎月随時で移動が発生してきますので、通年で利用したいと考えております。

○**森下委員** A I 入所調整システムには、ライフ・エスコート保育園よこやの情報も更新されるということでしょうか。

○**幼児教育課長** そのとおりです。

○**教育長** その他質問等はありませんか。

ないようなので、次回以降の教育委員会臨時会、定例会の開催について確認させていただきます。

今回は第1回教育委員会臨時会を3月6日（月）午前11時30分から開催します。場所は3-1会議室です。

第3回定例会は、3月23日（木）午後1時からとさせていただきます。小学校の卒業式終了後、午後の開催とします。3-2会議室です。

4月3日（月）午後3時から、着任式が予定されていますので、事務局の紹介を午後2時30分から3-2会議室で予定しています。

第4回教育委員会定例会は、4月28日（金）午後2時から、3-2会議室で開催します。

よろしく申し上げます。

閉会の宣言

○**教育長** 本日は、お忙しいところありがとうございました。

これをもちまして、令和5年第2回瑞穂市教育委員会定例会を閉じさせていた

だきます。

閉会 午後 3 時 5 7 分

瑞穂市教育委員会会議規則第27条第2項の規定により、ここに署名する。

令和5年2月22日

瑞穂市教育委員会 教育長

服部 照

委員

伊藤 晋美

※地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第6項のただし書により、人事に関する事件その他の事件について、出席委員の3分の2以上の多数で議決があった場合は非公開とします。